

給与規程

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人 Oneself（以下「当法人」という。）の職員の給与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、勤務時間が週40時間未満の非常勤職員の給与について定めたものである。
なお、通訳・翻訳・日本語教師等の有資格者に対しては別の個別雇用契約などで定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

1. 時間給は、兵庫県の最低賃金に準ずるものとする。
2. 通勤手当は、原則として公共交通機関利用を利用する。また交通費は実費を支給する。

(給与締切日及び支払い日)

第4条 給与は月の1日から起算し末日に締切る。

2 給与は毎月翌月15日に支払う。ただし、支給日が金融機関の休日にあたるときはその前日に繰上げて支払う。

(給与の支払方法)

第5条 給与は当該職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座への振込みにより支払うこととする。

(給与控除)

第6条 次の各号に掲げるものは、給与から控除する。

1 法令で定められたもの

(1) 所得税

(規程の改正)

第7条 本規程の改正においては、理事会において決議する。

附 則

本規程は、令和7年2月19日から施行する。(令和7年2月18日臨時総会にて議決)